

旭中央病院は宮本さんの不当解雇を撤回しろ！

物言えぬ病院のあり方こそ改善が必要

サービス残業根絶など 民主的病院運営こそ必要

4年前に突如持ちあがった公設民営化の際には、病院として職員の意識調査をしましたが苦情に対して改善が殆ど見られません。「残業代はつくけど、サービス残業がほとんど」との訴えもありました。現在の旭中央病院が抱えている問題の多くは、吉田象二前病院長（現、事業管理者）をはじめとした一部病院幹部が、病院の情報を市長にさえ明らかにしない、物を言う職員は病院から排除するなど、とても民主的とは言い難い病院運営を行ってきたことによるものだと思います。

こうした病院の体質を改善しないまま、さらに行政のチェックが及びにくくなる経営形態への変更は、職員の労働環境の更なる悪化を招き、ひいては医療機能の衰退を招くのではないかと危惧します。

旭中央病院・宮本さんを職場に戻し 地域医療を再生させる会

連絡：千葉県花見川区幕張町5-417-222-111
043-213-5071 FAX 043-275-8210
chibai roren@yahoo.co.jp

宮本さんは、銚子労基署から病院が是正指導を受けた、違法宿日直による不払い賃金の支給を求めました。しかし、病院がまともに対応しないため、労基署に申告し、労基署から病院に対し支給するよう指導がされ、宮本さんにはさかのぼって支給されました。さらに宮本さんは、該当職員全員に支給するよう求めましたが、病院は「本人から申告があれば支給する」と不真面目な姿勢に終始しました。宮本さんが病院に対し、不払い賃金の支払いを求めたのは一昨年7月のことでしたが、病院が宮本さんを処分する理由

の注意を聞かない」「決まりを守らない」等、どれも職を奪うに値するような理由とは言えず、しかもその裏付けは示されていません。また病院は、宮本さんに3月28日に翌29日の懲戒委員会で弁明の機会を与えることを連絡し、29日に弁明の機会を与え、30日昼には自宅に解雇の辞令を送りつけてきました。3日間でクビを切ったのです。しかも、病院は団体交渉の中で、今回の処分の手続きが「旭市職員の分限処分の基準等に関する規程」に則したものでないことも認めています。手続的にも乱暴で非常識極まりないものです。

本堂三の処分理由 不払い賃金の支給等を求めてきた宮本さんの排除

宮本さんは、銚子労基署から病院が是正指導を受けた、違法宿日直による不払い賃金の支給を求めました。しかし、病院がまともに対応しないため、労基署に申告し、労基署から病院に対し支給するよう指導がされ、宮本さんにはさかのぼって支給されました。さらに宮本さんは、該当職員全員に支給するよう求めましたが、病院は「本人から申告があれば支給する」と不真面目な姿勢に終始しました。宮本さんが病院に対し、不払い賃金の支払いを求めたのは一昨年7月のことでしたが、病院が宮本さんを処分する理由

としてあげた具体的事例13件の内、一昨年7月からのものが9件となっています。宮本さんの本堂の処分理由は、宮本さんの不払い賃金を該当職員全員に支給することを求めるなど、当然の要求と運動が広がることを病院管理者が恐れたという事です。そして、慌てて年度末に処分したので、とりわけ公的病院で、こんな無法を許すわけにはいきません



旭市にある「国保旭中央病院」は、昨年3月30日付で病院職員であり、千葉医療福祉労働組合の組合員である宮本隆さを突然解雇しました。しかし、突然に職を奪うという重い処分にも関わらず、その理由もやり方も乱暴極まりない不当なものです。職場の職責者が宮本さんの一挙手一投足を監視し、時には宮本さんを挑発しながら、免職処分理由をつくりあげてきました。しかも、そのなんとかでつち上げた理由も「職場で大声をあげた」、「上司



の注意を聞かない」「決まりを守らない」等、どれも職を奪うに値するような理由とは言えず、しかもその裏付けは示されていません。また病院は、宮本さんに3月28日に翌29日の懲戒委員会で弁明の機会を与えることを連絡し、29日に弁明の機会を与え、30日昼には自宅に解雇の辞令を送りつけてきました。3日間でクビを切ったのです。しかも、病院は団体交渉の中で、今回の処分の手続きが「旭市職員の分限処分の基準等に関する規程」に則したものでないことも認めています。手続的にも乱暴で非常識極まりないものです。